

入札結果等の公表に関する実施基準

平成 10 年 9 月 30 日

10 葛総経第 329 号区長決裁

改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 445 号

平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号

平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号

平成 22 年 3 月 17 日 21 葛総契第 736 号

(目的)

第 1 条 この基準は、入札結果等の公表を適正かつ円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象)

第 2 条 公表対象は、次の項目とする。

- (1) 工事請負契約に係る予定価格（以下「予定価格」という。）
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条及び第 8 条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 7 条で定める事項
- (3) その他、契約管財課が実施する入札又は見積競争の結果

(公表方法)

第 3 条 公表は、落札者等の決定後速やかに、入札経過調書等の閲覧等により行う。

(公表期間)

第 4 条 公表期間は、公表を行った日から当該日の属する年度の翌年度の初日から起算して 3 年間を経過した日までとする。

(閲覧)

第 5 条 入札又は見積競争の結果及び予定価格を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

- 2 閲覧場所は契約管財課内とし、閲覧場所以外への書類の持ち出しは禁止する。
- 3 契約管財課長は、次の各号のいずれかに該当する者については、閲覧を禁止することができる。
 - (1) 係員の指示に従わない者
 - (2) 書類を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

付 則（平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号）

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施する入札について適用する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号）

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 17 日 21 葛総契第 736 号）

この基準は、平成 22 年 3 月 17 日から施行する。